

知っておこう! ヤミ金融の手口

ヤミ金融とは?

貸金業を営む場合、貸金業規制法に基づき、国(財務局)か都道府県の登録を受けなければなりません。それにもかかわらず無登録で貸金業を営む業者は、ヤミ金融業者と呼ばれています。また、最近では、登録業者を含め、法律に違反するような高金利で貸付けを行ったり、悪質な取立てを行ったりする業者もヤミ金融業者と呼ばれています。

ヤミ金融のおもな手口

- ◆「他店断られた方OK」「低利一本化」「審査無し」など甘い言葉で勧誘
- ◆本人だけでなく家族、会社、隣人などにも脅迫めいた取立を行います!



短期金融

返済日が7~10日ごと。返せなくて悩んでいる頃に別の業者から勧誘が来て借金を重ね、あっという間に多額の借金に!

紹介屋

融資可能な業者を紹介すると言って、別の業者を紹介し、融資額の20~30%といった高額な手数料をとる。(実は仲介などは一切していない)

買取屋

クレジットカードで高額な商品を買わせ、購入額の20~30%で買い取る。(後に残るのは高額なクレジットの支払い...)

押し貸し

借りる意志がない人に対して、口座番号を聞き出し、むりやりお金を振り込み、脅して高金利をとる。

アドバイス

- ▶ ヤミ金融は一度手を出すと次々勧誘を受け泥沼化します。決して利用してはいけません。
- ▶ 利息制限法上の上限金利を超える金利は無効です。(最高年20%)
- ▶ 脅迫や悪質な取立を受けた場合は警察に通報しましょう。
- ▶ ヤミ金融対策法が施行されています。悪質な勧誘、貸付、取立は積極的に申し出ましょう。(登録業者の場合は監督官庁へ、無登録業者は警察へ)

登録業者であることを確認しましょう

- (1)登録された貸金業者の営業所等には、**貸金業者登録票**が掲示されています。
- (2)登録された貸金業者の広告には、登録番号が表示されています。

表示例 知事登録の場合 北海道知事(5)石第09901号
大臣登録の場合 ○○財務局長(3) 第05555号